

令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」
対象森林率調査（現地調査業務）（中国・四国ブロック）仕様書

1 件名

令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（中国・四国ブロック）

2 事業目的

我が国は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）において、森林を含む温室効果ガス吸収源によって、2030年度に約47.7百万t-CO₂、2040年度に84百万t-CO₂の吸収量を確保する目標を掲げている。森林吸収量の計上対象となる森林は、「森林経営」が行われている森林に限定されており、育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業が行われた森林が該当する。

本業務は、育成林のうち、「森林経営」が行われている森林（以下「FM林」という。）の割合（以下「FM率」という。）を現地調査により把握することを主な目的とする。

3 調査対象箇所

調査対象箇所数296点（うち現地調査135点、机上調査161点）で、具体的な調査箇所の所在市町村は別紙1（民有林）及び別紙2（国有林）のとおりとする。

ただし、調査対象箇所数については、後述の「4 事業内容（1）」の結果、森林所有者の許諾が得られない場合やその他の事情により調査に支障がある場合は、林野庁担当者と協議の上、変更があり得るものとする。

調査対象箇所の詳細な位置情報は、林野庁から別途提供する（新規調査箇所は紙図面（一部GISデータあり）、再調査箇所はGISデータ（一部紙データあり））。現地調査における位置精度を維持するため、受託者は調査箇所ごとに、これらの情報から小班界と等高線等が入った地図データを準備し、調査機材にインストールして現地調査の際に使用することが望ましい。

4 事業内容

事業内容は以下の（1）から（5）に記載のとおりとする。

なお、事業の実施においては、林野庁担当者のほか、別途林野庁が発注を予定している令和7年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）受託者（以下「指導取りまとめ事業者」という。）と十分に打合せ等を行い、受けた指導・助言に基づき調査結果の精度を確保する。

（1）森林所有者への通知、許諾の取得

民有林の現地調査に当たっては、林野庁より別途提供する森林所有者情報及び過年度業務において取得した許諾の意志を示した文書（以下「回答書」という。）により調査箇所の許諾の有無を確認すること。

森林所有者情報があり、かつ、回答書が確認できる場合は、あらかじめ森林所有者に対して調査実施に関する事前通知並びに近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査許諾を得るとともにアンケート結果

の集計を行うこと。事前通知の結果、譲渡・相続等により森林所有者等が変更になっていることが判明した場合は、新たに森林所有者の把握、許諾等の手続きを行うこと。森林所有者の把握に当たっては、必要に応じて登記情報等を確認する。

なお、森林所有者の許諾取得及び近年の施業実施状況等の確認は原則として文書により行うこと。特に、調査対象箇所が分収造林地等森林所有者と森林の土地の所有者が一致しない場合は、森林の土地の所有者と森林所有者双方の許諾が必要となることに留意すること。

また、都道府県有林、市町村有林、国有林等において必要がある場合には、改めて入林許可を得るほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。

森林所有者へ送付する事前通知及び回答書等の様式については、林野庁より別途提示する。

許諾及び入林許可等については事前に取得することとし、許諾及び必要な入林許可等を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。また、現地調査の際には、許諾及び入林許可等の写しを携行すること。

(2) 民有林に関する調査

ア 現地調査の実施

調査実施箇所がFM林に該当するかは、施業（間伐、植栽、路網整備等）の痕跡の有無によって判断されるが、施業種が定性間伐である場合は収量比数（ R_y ）が0.85未満であることが条件となる（具体的な判断基準については「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）を参照のこと。））。

調査対象箇所においてこれらの状況が適切に把握できるよう、施業痕跡、 R_y 等に関する調査※を実施する。

※主な調査内容は次のとおり（詳細は調査マニュアル参照のこと。）

- ①1990年以降の施業痕跡の状況確認（施業の有無、確認された施業種、施業痕跡の実施時期、伐根の腐朽度・年輪の計測（年輪断面が腐朽しているなど、明確な計測が困難であるような場合には、鋸等で伐採断面を切断しなおして新たに断面を作って計測する。））
 - ②現況把握（地形、林内環境、植栽木の状況）
 - ③標準地調査（水平投影面積0.04haの円形プロットを対象小班内に1か所設置し、プロット内立木について、樹種、本数（区画別）、胸高直径（標準木20本）、樹高（標準木20本）を調査する。）
 - ④写真撮影（林相、伐根の状況を含む施業痕跡、プロット、駐車地点、所有者報告用）
 - ⑤到達経路の記録（現地でGPSにより記録（shape形式（ポイントデータ）））
- なお、①で痕跡が確認できなかった場合、または、定性間伐以外の施業の痕跡が確認された場合は、③を省略することができる。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提

出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和7年11月4日(火)までに提出することとする(履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。)。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和7年11月17日(月)(厳守)までに行うこととする(外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること)。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合はこれに従うこと。

(3) 国有林に関する調査

ア 施業履歴の収集と分析・現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況を適切に把握するため、小班ごとの施業履歴データ等を活用した机上調査を実施するとともに、調査結果の精度検証のため、施業痕跡、Ry等に関する現地調査を実施する(現地調査内容は、民有林に関する調査と同じ。詳細は調査マニュアルを参照のこと。)。この際、受託者は、机上調査で使用する「小班実行管理リスト(国有林の小班ごとに施業実績等を整理した一覧)」データを、林野庁経営企画課担当部署から借用すること。

なお、現地調査に当たっては、事前に所管する森林管理署等と調整を図るものとする。

イ 調査結果の提出

アの調査結果については、机上調査のとりまとめ結果、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理し、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和7年11月4日(火)までに提出することとする(履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。)。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和7年11月4日(火)(厳守)までに行うこととする(外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること)。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合は、これに従うこと。

(4) 調査の品質管理

本業務の実行体制としては、技術士(林業分野)又は林業技士の資格保持者(以下「資格保持者」という。)を1名以上配置することとし、森林・林業に関する調査の知識や経験が少ない者を調査員として従事させる場合は、資格保持者が0JT等の研修を実施し、調査に必要な技術や経験を習得させた上で、従事させること。また、調査結果の誤りを少なくするため、指導取りまとめ事業者へ調査結果を提出する前に、内部でのチェック体制を設けること。

調査の実施に当たっては、調査結果の品質及び精度を確保するため、指導取りま

とめ事業者が開催する講習会（座学講習及び実技講習）に調査員を参加させ、指導・助言を受けること（ただし、座学講習については、過去3年間に於いて本業務を受託した実績がある場合は受講を省略することも可能とするが、その場合でも本調査に従事した経験のない調査員はなるべく参加すること。）。なお、講習会等への参加経費は、本業務に含むものとする。

指導取りまとめ業務において、指導取りまとめ事業者に対し、全国の現地調査対象箇所のうち5%以上を抽出し、調査結果の現地検証及び同行調査を求めることとしている。このため、これに応じるとともに、指導取りまとめ事業者の指導・助言は真摯に受け止め、調査の精度向上に努めること。

講習会、調査結果の現地検証及び同行調査（過年度実施を含む）により指導取りまとめ事業者から調査に必要な技術や経験の不足を指摘された者については、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査結果の品質を確保するために必要な技術や経験を習得させた上で、調査に従事させること。

標準地調査に使用する機材は、以下の表に示した性能を満たすもの又は同等の性能を満たすものを調達し、指導取りまとめ事業者の確認を受けるとともに、機材の使用方法及び調査方法の指導を受けるなど、調査精度を高める取組を行うこと。なお、樹高計測器の使用に当たっては、測定精度を確認し、結果について品質登録カード（林野庁が定める様式）に記載し、現地調査実施前までに指導取りまとめ事業者へ提出すること。

表 調査機材

機材の種類（品名）	要求する性能等
GPS	・位置精度：3.0m 2D-RMS 程度 ・感度：トラッキング時 -165dBm、捕捉時 -148dBm 程度
PDA	・GPS 受信機との Bluetooth 接続が可能 ・ナビゲーションソフトが動作し、GPS 受信機により取得したログを記録できるもの
PDA用ナビゲーションソフト	・移動経路をシェープファイル（ポイント）として出力し保存可能なもの ・シェープファイル以外のデータを変換して、シェープファイルとする場合は、他に GPX ファイルデータも同時に提出すること
直径割巻尺	・1 mm 単位で計測可能なもの
樹高計測器	・超音波式で樹高、斜距離、水平距離が測定可能なもの（トランスポンダー（応答器）とセットで使用）

※GPS、PDA、PDA用ナビゲーションソフトは、一体型のGPSシステムを使用しても構わない。その場合、シェープファイル及びGPXファイルとして出力したデータを指導取りまとめ事業者へ提出すること。

（5）森林所有者への調査結果の通知

指導取りまとめ事業者からの指示に基づき、森林所有者へ調査結果を発送すること。また、（1）で事前通知したにもかかわらず、諸般の事由により調査できなかった箇所の森林所有者等に対して、調査できなかった旨の通知を発送すること。なお、事前通知の際に調査実施の許諾を得られなかった所有者に対しては、通知を発

送する必要はない。

5 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和8年1月30日(金)

6 成果品

成果品について、令和8年1月30日(金)までに下記のとおり納入すること。納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

(1) 納入物品

調査報告書 2部

電磁記録媒体資料 1部

※電磁記録媒体資料の内容

- ・調査報告書
 - ・調査箇所に関する情報及び森林所有者情報を更新した調査箇所一覧表
 - ・調査手続書類(回答書、施業実施状況等アンケート、入林許可書、林道通行許可書等。ID番号毎に整理すること)の写し
- (3の(2)イ及び(3)イで指導取りまとめ事業者に提出した調査結果の掲載は不要とする。)

(2) 納入場所

林野庁森林整備部森林利用課 森林吸収源推進班

(調査報告書 1部 電磁記録媒体資料 1部)

国有林野部経営企画課 経営計画班

(調査報告書 1部)

7 資料閲覧等

本業務の実施に参考となる下記資料については、林野庁HPにて閲覧することが可能である(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html)。

- ・過年度における本事業調査報告書
- ・調査マニュアル

8 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を管理し、指導取りまとめ事業者に定期的に報告するほか、林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者の求めに応じて随時報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するため、林野庁担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、支出負担行為担当官 林野庁長官の承認を受け、本事業を第三者に再委託する場合には、本業務を通じて知り得た事項の情報の取扱いに関して必要且つ

適切な監督を行い、（３）の規定による受託者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

- （６）本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- （７）受託者は、契約後、現地調査開始前に、現地調査における実施体制図及び安全管理体制図（緊急連絡先を明記）を林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者に提出すること。なお、実施体制図には総括責任者、現地調査従事者及び調査結果取りまとめ責任者を記載すること。資格保持者については、その旨を実施体制図に記載し、資格を証する書類を添付すること。
- （８）本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等の算定根拠書類を確認する。
- （９）受託者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
 - ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
 - ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- （10）受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、別紙 3「環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書」として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
 - エ 廃みどりの食料システム戦略の理解に努める。

※令和 5 年度以前調査内容との変更点

1. 1990 年以降の施業痕跡が確認できなかった調査箇所は、標準地調査を省略することができる。
(該当箇所：4 事業内容 (2) 民有林に関する調査 ア 現地調査の実施)
2. 森林所有者に対し、調査実施の事前通知を行う際、併せて近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し集計する。
(該当箇所：4 事業内容 (1) 森林所有者への通知、許諾の取得)

別紙1 民有林調査箇所
現地調査
調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
1	05中国・四国	31鳥取県	日野川	日野郡江府町
2	05中国・四国	31鳥取県	日野川	日野郡江府町
3	05中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
4	05中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡三朝町
5	05中国・四国	31鳥取県	天神川	倉吉市
6	05中国・四国	31鳥取県	天神川	東伯郡三朝町
7	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡若桜町
8	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡智頭町
9	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡智頭町
10	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡若桜町
11	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡智頭町
12	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡智頭町
13	05中国・四国	31鳥取県	千代川	鳥取市
14	05中国・四国	31鳥取県	千代川	鳥取市
15	05中国・四国	31鳥取県	千代川	八頭郡八頭町
16	05中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
17	05中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
18	05中国・四国	32島根県	江の川下流	邑智郡美郷町
19	05中国・四国	32島根県	江の川下流	江津市
20	05中国・四国	32島根県	江の川下流	浜田市
21	05中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
22	05中国・四国	32島根県	斐伊川	大田市
23	05中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
24	05中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
25	05中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
26	05中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
27	05中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
28	05中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
29	05中国・四国	32島根県	斐伊川	雲南市
30	05中国・四国	32島根県	斐伊川	仁多郡奥出雲町
31	05中国・四国	32島根県	斐伊川	大田市
32	05中国・四国	32島根県	斐伊川	松江市
33	05中国・四国	32島根県	斐伊川	安来市
34	05中国・四国	32島根県	斐伊川	仁多郡奥出雲町
35	05中国・四国	32島根県	隠岐	隠岐郡隠岐の島町
36	05中国・四国	32島根県	高津川	益田市
37	05中国・四国	32島根県	高津川	益田市
38	05中国・四国	32島根県	高津川	益田市
39	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	倉敷市
40	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
41	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
42	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
43	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	総社市
44	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
45	05中国・四国	33岡山県	高梁川下流	新見市
46	05中国・四国	33岡山県	旭川	岡山市北区
47	05中国・四国	33岡山県	旭川	加賀郡吉備中央町
48	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
49	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
50	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
51	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
52	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
53	05中国・四国	33岡山県	旭川	真庭市
54	05中国・四国	33岡山県	吉井川	岡山市東区
55	05中国・四国	33岡山県	吉井川	英田郡西栗倉村
56	05中国・四国	33岡山県	吉井川	美作市
57	05中国・四国	33岡山県	吉井川	美作市

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
58	05中国・四国	33岡山県	吉井川	津山市
59	05中国・四国	33岡山県	吉井川	津山市
60	05中国・四国	33岡山県	吉井川	苫田郡鏡野町
61	05中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
62	05中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
63	05中国・四国	34広島県	江の川上流	安芸高田市
64	05中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
65	05中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
66	05中国・四国	34広島県	江の川上流	安芸高田市
67	05中国・四国	34広島県	江の川上流	三次市
68	05中国・四国	34広島県	江の川上流	庄原市
69	05中国・四国	34広島県	太田川	山県郡北広島町
70	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
71	05中国・四国	34広島県	太田川	山県郡安芸太田町
72	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
73	05中国・四国	34広島県	太田川	山県郡北広島町
74	05中国・四国	34広島県	太田川	山県郡北広島町
75	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
76	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
77	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
78	05中国・四国	34広島県	太田川	大竹市
79	05中国・四国	34広島県	太田川	廿日市市
80	05中国・四国	34広島県	太田川	広島市
81	05中国・四国	34広島県	瀬戸内	世羅郡世羅町
82	05中国・四国	34広島県	瀬戸内	世羅郡世羅町
83	05中国・四国	35山口県	山口	美祢市
84	05中国・四国	35山口県	山口	美祢市
85	05中国・四国	35山口県	山口	山口市
86	05中国・四国	35山口県	山口	美祢市
87	05中国・四国	35山口県	山口	宇部市
88	05中国・四国	35山口県	山口	美祢市
89	05中国・四国	35山口県	山口	美祢市
90	05中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
91	05中国・四国	35山口県	岩徳	周南市
92	05中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
93	05中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
94	05中国・四国	35山口県	岩徳	周南市
95	05中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
96	05中国・四国	35山口県	岩徳	光市
97	05中国・四国	35山口県	岩徳	柳井市
98	05中国・四国	35山口県	岩徳	岩国市
99	05中国・四国	35山口県	豊田	長門市
100	05中国・四国	35山口県	萩	萩市
101	05中国・四国	35山口県	萩	萩市
102	05中国・四国	35山口県	萩	萩市
103	05中国・四国	36徳島県	吉野川	佐那河内村
104	05中国・四国	36徳島県	吉野川	名西郡神山町
105	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好市
106	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好郡東みよし町
107	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好市
108	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好郡東みよし町
109	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好市
110	05中国・四国	36徳島県	吉野川	三好市
111	05中国・四国	36徳島県	吉野川	勝浦郡勝浦町
112	05中国・四国	36徳島県	吉野川	名西郡神山町
113	05中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	阿南市
114	05中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	海部郡牟岐町
115	05中国・四国	36徳島県	那賀・海部川	海部郡海陽町
116	05中国・四国	37香川県	香川	さぬき市
117	05中国・四国	38愛媛県	今治松山	今治市
118	05中国・四国	38愛媛県	東予	四国中央市
119	05中国・四国	38愛媛県	東予	西条市

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
120	05中国・四国	38愛媛県	肱川	西予市
121	05中国・四国	38愛媛県	中予山岳	上浮穴郡久万高原町
122	05中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	土佐郡大川村
123	05中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡仁淀町
124	05中国・四国	39高知県	嶺北仁淀	吾川郡いの町
125	05中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡田野町
126	05中国・四国	39高知県	安芸	安芸市
127	05中国・四国	39高知県	安芸	安芸郡馬路村

別紙2 国有林調査箇所(中国・四国ブロック)

(ア)机上調査

都道府県	森林計画区	調査箇所数
31鳥取	099_天神川	11
	100_千代川	20
31鳥取 集計		31
32島根	101_江の川下流	12
	102_斐伊川	1
	104_高津川	18
32島根 集計		31
33岡山	105_高梁川下流	3
	106_旭川	1
	107_吉井川	2
33岡山 集計		6
34広島	109_江の川上流	1
	110_太田川	22
	111_瀬戸内	8
34広島 集計		31
35山口	113_岩徳	2
35山口 集計		2
36徳島	116_吉野川	3
	117_那賀・海部川	3
36徳島 集計		6
37香川	118_香川	2
37香川 集計		2

都道府県	森林計画区	調査箇所数
38愛媛	120_東予	3
	122_中予山岳	3
	123_南予	1
38愛媛 集計		7
39高知	124_嶺北仁淀	6
	125_四万十川	20
	126_高知	2
	127_安芸	17
39高知 集計		45
計		161

(イ)現地調査

調査プロット

No.	調査ブロック	県コード名称	計画区名称	森林管理局	森林管理署
1	05中国・四国	31鳥取	100_千代川	05近畿中国	鳥取森林管理署
2	05中国・四国	34広島	110_太田川	05近畿中国	広島森林管理署
3	05中国・四国	35山口	113_岩徳	05近畿中国	山口森林管理事務所
4	05中国・四国	36徳島	116_吉野川	06四国	徳島森林管理署
5	05中国・四国	39高知	125_四万十川	06四国	四万十森林管理署
6	05中国・四国	39高知	125_四万十川	06四国	四万十森林管理署
7	05中国・四国	39高知	127_安芸	06四国	安芸森林管理署
8	05中国・四国	39高知	127_安芸	06四国	安芸森林管理署

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	☐	☐
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	☐	☐
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）